

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、それでは、えーと、最後になります。えー一般質問を行います。

今日、私、質問実は、6つ全部災害関連であります。えー1つ1つ町長にお聞きしたいと思います。ま、災害、今年、まさしく1月1日の能登半島大震災地震以来、えー何度かの大型の地震もありました。全国的に。また、えー線状降水帯のように、もうずっと大雨が続いて、えー大変な被害も全国でありました。まさしくこれは江差でもあるかもしれない、そういう点で、しっかりと、お一正して行きたいと思います。

えー昨年の3月に、江差町で地域防災計画見直し、あと、その関連の計画も含めて我々議員にもこの膨大な計画頂いております。私がはじめて議員になった時、この、5分の1かな。それぐらいで地域防災計画が済んでおりました。

しかしその後、大型の震災等くぐって多岐にわたった計画が作られ、該当する担当課、勿論町長、副町長含めて、これを実践して行くとすれば、本当に大変なことだなと私もこれを開いて常に思っております。

その中で、まず1点目。大規模災害の時の、町の災害備蓄について、えー取り上げたいと思います。基本はこれで足りるのかという問題意識が私としてあります。

えーところで、今回のこの大規模災害という質問の大前提、江差町の災害備蓄の大前提は、えー南西沖で最大震度が6.2度。あ、6.2の最大震度。それで被害想定としては、避難する人、避難所だけじゃありませんけどもね、えー1,124人という想定を基に作られております。そして、備蓄そのものは、ま、発生してから、地震が発生してから3日まで、えー何とか公的な立場で町として、えー災害備蓄をしようとその計画に向かって整備していこうというこういう計画になっております。

で、多分、この間江差町としても能登半島大震災に職員の皆さん、えー行って、本当に色んな目で色んな立場で、えー、能登半島地震の状況を見て来たと思います。それも含めて、色んな立場からちょっとお聞きしたいと思いますが、まず、1つ。ちょっと具体的にこれは、お聞き、お聞きしなければならないなと思って。例えば、発電機。これも今回の能登地震の時にも発電機が足りないなどもありました。トイレの問題。これも大きく取り

上げられました。

また避難所で、えー、高齢者等が寝泊まりするときに、段ボールベッド、大変少ない、段ボールベッドがない。そういう実態も出されておりましたが、えー江差町として、この計画が、第2期江差町災害時備蓄計画ということで、えーまあ令和で言いますと、5年度から9年度の計画があります。この計画で、今言ったトイレなど多くの資器材、この基本は、主要な避難所10か所、大きな避難所、ま、学校とか、そういう大きな所の10か所で、えー、一応必要だという計算。先程、江差町としても最大震度、それから最大の避難者、3日間云々という前提がありますが、その10か所の保有数量となっております。果たしてそれでいいのかと。実際、避難所は、それ以外でも、えー集会所等々開設することがあります。

今回の1月1日の時も、町が避難所として開設する前に、この前の議会でも私取り上げましたが、南が丘のふれあいセンターにも心配だということで避難にする人がいて、自主的に南が丘ふれあいセンターを開きました。ということも含めれば、とても大きな、先程も言った想定の大規模災害の時に10か所ですむ訳がない。最寄りの集会所等に、避難する避難所が沢山この10か所以上、以外にもあります。そうしますと、これでは全く足りないとは思っております。えー当然、他の避難所の開設も出てきますので、その必要な部分も含めた備蓄計画を私は考えるべきだと思いますが、この点について如何でしょうか。

えーそれから2点目として、まさしく1月1日、真冬でありました。えーこれも前に言いましたが、私も地元町内会の役員という立場で、えー冬に夜どういう環境かなということで南が丘ふれあいセンターで一晩、えーちょっと訓練、役員と一緒にやりました。ここに書きましたが、質問として上げましたが、例えば、備蓄計画で毛布1人1枚の計算です。ストーブ、全部で53台。先程言いました、10か所以上でも、もしかしたら開設するかもしれない。それを考えたらとても足りない。私は厳冬期、風が強い時、それから避難所、先程言った10か所以外にも避難所が設置される、そういう場合、先程言いましたけども、この数とても足りないと考えますが、如何でしょうか。

今回のこの質問で、えー備蓄災害、備蓄について3つ目、最後であります、これも何度も私、質問等しておりますが、現時点で、江差町は備蓄場所1か所集中備蓄であります。この備蓄計画の中には、確かに文言として分散備蓄を検討するということもあります。この点について、私は何度も取り上げてきましたが、1か所で集中備蓄した場合に、本当に北部、それからもちろん南の方で集会所等が避難所として使われた場合に、そこに、もれなく、集中した1か所のものから、届けることが出来るのか。道路の寸断、それから当然職員は備蓄物を運ぶだけが職員の仕事ではありません。多岐に渡っております。

この見ればもう分かります。私は、分散して備蓄するということを検討から具体的な方向に向けたものも急ぐべきだと思いますが、これを含めましてまず3点お聞きしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの1問目、大規模災害の時、町の災害備蓄は不足しているではないかのご質問にお答え致します。

まずはじめに、大規模災害時の町の備蓄計画における避難所に関するご質問にお答え致します。

第2期江差町災害時備蓄計画では、行政備蓄の対象人数を1,124人に設定し、家庭内備蓄の取り組み状況などを加味しながら、食料品や生活必需品等の必要数を算定しております。また、数量につきましては、災害発生から3日目までの備蓄に努めるものとし、大規模な避難所収容が可能で、防災拠点となる指定避難所を各小中学校や文化会館など、10か所としているところでございます。

議員ご質問の10か所の主要避難所以外の避難所には、備蓄は、備蓄品は必要ないのか、また、避難所全体を視野に入れた備蓄計画を進めるべきでは、とのご質問でございますが、これまでも地域の集会施設などを避難所として開設していることは、議員もご承知の通りであり、災害の対応に応じて、大規模な避難所以外の避難所を開設することは、必要な事と認識しております。

また本年、1月に発生した能登半島地震による珠洲市への職員派遣の経験を踏まえますと、一定程度、期間が経過した避難所や体育館には、各種備蓄品が配布集積され各避難所には仮設トイレが設置されるなどの状況にあることから、大規模な災害時には外部からの支援を想定した避難施設の規模が必要である事や、地域の復旧状況等により、避難所を集約することも考慮し、備蓄品計画を推進する必要があるものと考えております。

続いて、厳冬期の備蓄品として毛布やストーブなどの数量が足りてないのではないかとというご質問でございますが、先程、珠洲市への職員派遣について触れましたが、1月から3月迄の厳冬期を含めた現地滞在中、こちらから持ち込んだ毛布や食料などで生活した経験を踏まえますと、ご指摘の毛布や暖房器具などについては、数量や規格などを見直す必要があるものと考えております。

えー続いて、分散備蓄のご質問にお答え致します。最初にも触れましたが、江差町災害時備蓄計画では、備蓄場所について、原則江差町防災備蓄センター、旧税務署に一括集中管理するとし、津波等において道路網の寸断等による備蓄物資を供給出来ない恐れのある地域を考慮し、防災備蓄倉庫等の増設整備や分散備蓄を検討すると位置付けております。

現在町では、江差高校のご協力ご理解を頂き、江差高校避難所として開設することを想定して、生活必需品や避難所資器材、感染症対策資器材を昨年度より、分散備蓄しているところですが、引き続き想定される災害や避難所の立地状況などを踏まえ、分散備蓄を検討して参りたいと考えております。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えー、ただ今の答弁、これを良く読めば、ちょっとメモしたんですが、実績には、今の江差町の計画では足りないという認識ということなのか、ちょっとそこ少しね、再質問でちょっとお聞きしますが、ちょっとその前に、先程触れませんでした、えー能登半島の地震の各町の状況を見て、もう1つ私これは大きな教訓だなと思いますし、勿論この地域防災計画にも書いていることではあります、ちょっと強調させて貰います。

特に、災害の時、女性だとか障がい者、高齢者、こういう方々が、必ずしも十分な支援が受けられない。それぞれ特有な状況によって特性によって必要な物も実は足りなかった。無かった。そういうことも新聞報道等でもテレビでも取り上げられておりました。

ここの点についても私、しっかりと役場の中で検討していると思いますが、当事者からもしっかり何が足りないのか、どういう物が必要なのか、そういうことも聞きながら私改めてあの備蓄計画の中に補強整備して貰いたいなと思います。これが1点目。

それで先程、ちょっと言った、えー2点目として、町長の答弁からすると、必ずしも十分ではないというふうに受け止めていいのか、ストーブ、毛布の点については認めたのかなと思うんですが、トイレにしても、その日にち経てば、勿論、えー自衛隊だとか他町村から、えー、場合によっては、えー色んなボランティア団体だとかが駆け付けますけれども、先程町長も答弁でありましたが、本当に初日、2日目、3日目、場合によっては1週間もかかったでしょうかね。やはり、トイレの問題、こういう問題は、私は足りない、江差町のこの計画では足りないと思うんです。改めて、えーこの計画の部分について、ちょっと再質問という形でお聞きしますけれども、見直し、もしくは年度で整備する計画なっていますが、前倒し、も含めて、えー私は必要だと思います。この点について2つ目として再質問を致します。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えーただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目。えーま、女性ですとか、障がい者、高齢者等の弱者と言われる方の意見を基に備蓄品を整備すべきではないかというご質問でございます。

私共としまして、今回の備蓄計画においては、そういったことも想定した中で、えー数量の把握をさせて頂いているところですが、先程、議員もお話されておりました様に、実際に能登半島で大規模な地震が発災をして、その経験の中で不足している物があったと。そういったことは私共の方でも情報は、やはりきちんと整理する必要があるかなというふうに考えております。

私共、今持っている備蓄計画が全てということでは無いというふうな認識をしてございます。

同様にトイレ等につきましても、今、計画として持っている物が、では、大規模発災した時に、大規模な発災の時に足りるのかと言われるとその状況にもよりますが、場合によっては足りない可能性も十分あり得るものというふうな認識をしてございます。

そういった状況を踏まえながら優先的に整備すべき、資材、こういった物を優先的に整備していくのか、こういったことも検討しながら見直しをさせて頂ければと考えております。考えております。以上です。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。わかりました。2つ目に移ります。

それで、少し、先程もちっと触れましたが、2番目として、えー高齢者等、ここにちよっと少し絞って、えーお聞きしたいと思います。

高齢者、障がい者の対策は万全か、こういうふうにちよっと題として入れております。

えーこれも、地域防災計画の中に、勿論、謳っております。避難行動要支援者の問題ですが、えー障害持っている、それから介護受けている等々リスクの高い方、そういう方については、えー個別に、えー計画を作ると、避難、個別避難計画これを作るということになっております。

それで、町長の執行方針の中にも、お一出ておりますけれども、江差町としても今、鋭意進められていると思います。

それで少し、えーちよっと細かいんですが、到達点をお聞きしたいと思います。

えー先程言いました、そのリスクの高い方の1人、1人のどうやって逃げたらいいか、どこを、どこを通過して逃げたらいいかっていう細かい計画なんです、その計画を作る大前提として、まず、えー避難行動要支援者というものを、江差町の中に何人いらっしゃる

のか、本人の合意も得て台帳を作ります。えーそれが何人なのか。ちょっと教えて貰いたい。直近の数字ですね。

それから先程質問として上げておりますが、計画を作る対象者。えー江差町の場合は、障がい者とか、介護でいうと3以上とか、そういう取り決めがあるんですが、その対象者は現時点で何人になっているのか。

それから、えー更に、その中で、えー住んで居るところ。崖地に近いとかですね、ま、色々条件があります。えー実施要綱っていうのもあるんですけども、おー細かい点省きまんですけども、その中の5条の（１）、（２）、（３）そういう、えー方々何人いらっしゃるのか。

そして最終的に1人1人の個別避難計画。これ改めて実施要綱見たら、大変な細かい専門家の人たちの力も借りて作らなければならないってことが、改めてわかりましたが、現在、あのどこまで進んでるのか、えーちょっとまず最初に教えて頂きたいと思います。

ま、その上で再質問致します。えーこの中、2番目で2つ目の質問であります。

えー施設などに入っている方々の問題であります。

江差町、結構、浸水の想定区域の中とかですね、土砂災害の、えー警戒区域などの中に施設があって、そこに入居、利用してる方がいらっしゃいます。

で、そういう方々については、この何年間、本当に東北等でもありましたけども、土砂災害で大変な被害があった、命も、えー多数落とすということも過去に何回もありまして、えーここの施設での色んな訓練、えーしっかりとやりましょうっていうことで、位置付けられております。

で、特に夜間の問題。夜間は本当に人手が足りない。少ない。そういう中でどうやって、えー避難するかということで、夜間の訓練ということも、これは一応言葉としては努力規定でしょうか、努めるというふうに確か計画でなっておりますが、この実際どうなってるのかについても、江差町内の、おー施設、えーお聞きしたいと思います。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

小野寺議員の2問目。災害時の高齢者、障がい者対策は万全かのご質問にお答え致します。

町では、江差町地域防災計画において、避難行動要支援者対策計画を規定したほか、江差町避難行動要支援者避難支援計画全体計画や、江差町要支援者登録制度実施要項、江差町個別避難計画作成推進事業実施要項により、避難行動要支援者の把握や個別避難計画の策定を進めているところでございます。

特に支援を必要とする避難行動要支援者につきましては、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難の方としており、65歳以上の独り暮らし、または75歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、母子健康手帳の交付を受けている妊婦や未就学の乳幼児、その他、配慮を要すると認められる方のうち、一定程度の介護認定を受けている方や、障がい等の程度にある方、災害時等の支援を希望する方などの避難行動要支援者と位置付けております。

えー議員ご質問の避難行動要支援者数は238人で、その内個別避難計画の作成に同意されている計画作成対象者は155人となっております。

また、個別避難計画作成推進事業実施要綱の5条に規定する洪水浸水想定区域の内、想定浸水深さ0.5メートル以上の区域に住んでいる方は約40名、土砂災害特別警戒区域に住んで居る方は約50名、津波浸水想定区域に住んで居る方は約40名となっておりますが、これらの区域に住んで居ない方は約70名いることから、個別避難計画作成対象者の内、議員ご質問の洪水、土砂、津波が懸念されているされる区域にお住まいの方は90人弱と捉えております。

続いて個別計画の作成状況に関するご質問ですが、現時点で個別避難計画を策定しているのは、4件となっております。

町では昨年度、個別避難計画作成モデル事業に着手し、町内関係部署に加え介護保険事業所等の保健専門職の参画を得て、自ら避難する人が困難な方の優先順位付けや、個別避難計画作成方法などの検討、勉強会のほか、福祉専門職用の個別避難計画作成の手引きを作成し、個別避難計画作成を進めております。

今年度におきましては、50名分の個別避難計画の作成をする為の専門職への報酬を予算化しておりますが、計画策定数が低調となっておりますことから、改めて策定に関して説明する機会を設けるなどして策定数の増加に努めて参ります。

2つ目の要配慮者利用施設の訓練に関するご質問でございます。

地域防災計画では、施設管理者に対し、防災訓練定期的な実施や自力での避難が困難な利用者・入所者がいる施設での夜間における訓練を定期的な実施するよう努めるものとしているところでございます。

町内には浸水想定区域などに所在する、要配慮者利用施設として医療機関や介護、障がいの事業所等があり、昨年度は全ての要配慮者利用施設において、日中に防災訓練が実施されておりますが、議員ご質問の夜間における訓練は実施されていない状況にあります。以上でございます。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

今、2つ取り上げたんですが、その2つとも、結構厳しい、状況ですね。

えーと、ちょっと最初に、2つ目の方、これは、えー事実上民間の、お一法人、福祉法人施設であり、なおかつ、えー努力規定ということもありますので、是非、えー江差町内における全体の防災整備推進の中で、関係法人とも密接に連絡、場合によっては協力もしながら、その夜間の訓練、今ある状況、本当に1つ1つ上げれば、だいたい分かると思うんですが、本当に夜間、土砂災害など起きて、どうするんだろうというところが本当ありますね。

是非、えー町としても積極的な働きかけをお願いしたい、これは要請に留めます。

ちょっと再質問。先程の数字、結局少ないんですよ。あの一江差町の今の高齢者の人口から見たら、本当にあの一微々たる数字ですね。

それで、まずもん、えーと災害地域、土砂災害だとか、まあその地域に近くにいるかどうかは別として、それはそれで後の問題になりますけれども、えー土砂災害地域に居ても居なくても、お一停電した、えー地震でちょっとグラグラ揺れたなどなど起きれば、どの地域でも、もしかしたら災害時、高齢者は、えー逃げたい、逃げなければならないという状況は起きてきます。ですからまず、基本的に避難行動要支援者の抑え方なんですけど、238。えー、ちょっと私全道のね、色々これ全部ネットに載ってるんですけども、全道でどういう取り組みしてるかというのをちょっと調べてみましたが、勿論、江差より少ないところも無い訳じゃないんですが、例えば人口の近隣でいうとせたな。せたな町で言うと、この避難行動要支援者数。えー江差町で言いますと238名のところですけども、せたな町でいうと975人。何故か。それはですね、対象、江差の場合は町長答弁ありましたが、要介護3以上ということで一定の、えー状況が高い方。

ただ、例えばせたな町だったら要介護全てとかですね、えー私も色んな方、見聞きして相談受けた時に、要介護1、2でも、要支援の方でも、この坂はとでもでないけど、えー急で避難所まで行けない、避難階段上れない、一人ではとても無理だっていう人沢山います。ですから、江差町の基準からいくと238となっちゃうんですねどうしてもね。

私は見直して、しっかりと避難行動要支援者の数を、えー上げるためにも、えー要介護者全部だとか、身障2以上だとか、他のところですね、えー自治会が、町内会が、支援を必要と認めたものも、入れているところもあるんです。

是非、江差町としても対象を広げるように検討して頂きたいというのがまず1つ。

それからもう1つ。えーと、確かにその中で、えー土砂災害の地域に近いとかですね、それからリスクの高い方は、それはそれでしっかりと計画を作っていかなければならないと思います。

あの一この計画自体も、私改めて江差町の先程町長答弁あった手引きですね。もう大変なこれ作業で、この手引き作ったなと思うんです。これどこの課な。やっぱ総務課ですか。これ大変な作業だったと思うんですよ。

そして、この手引きに則って、1人1人の計画つくるったら、その専門家の方々の、え

一力も含めて大変だなと。ですから結果的には、この人数しかいない。4人。ですから是非頑張って貰いたい。50人といいましたか今年。是非頑張って貰いたいんですが、ま、これはちょっとあの要望に留めますが、私の再質問としては、ま、そこまでではないけれども、でも一人暮らし、体がちょっと弱い、江差町の基準でいうと避難行動要支援者に入らない方でも、江差町の地域防災計画の中には、あのしっかりと謳ってますよね。まあそこは要配慮者という位置付け。要配慮者。まあ一人暮らしだとか、えー、ま、そういう人達も含めて、これは住民自主防災組織などの協力も得ながら、えー平常時から防災体制の整備の必要であると、そういう要配慮者、一人暮らしだとかって方も把握する。避難訓練もする。

これは、地方だけでは、質問です。

町だけでは出来ない。えー町内会などの働き掛けこれを是非ね強めて貰いたい。一応書いてありますよ、これには。書いてある。書いてあるけれども実態として、今の江差町の各町の各地域の状況を見ると、中々中々できない。やはり町が町内会等々力合わせて、ある意味プッシュして、こういうこともやっていかなければ、私はならないと思うんですが、その点についても再質問としてお聞きしたいと思います。

「総務課長」

総務課長。

（議長）

総務課長。

「総務課長」

えー只今のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目。えー要配慮支援対象者の基準についてのご質問でございます。

先程の答弁で述べさせて頂きましたように、江差町としますと要配慮者の内というではなく、そこから、あの一基準を設けて、支援者という位置づけをさせて頂いております。

えー例えば、要介護3であるだとか、障がい者の程度1であるだとか、その基準を緩めるべきだというようなご質問だというふうに認識してございます。

私共としますと、その基準は1つの目安として持っておりますが、一方で支援を望む方に関しましては、現実問題、個別危機感計画、個別計画を策定する対象者としてございます。先程、155人というご答弁させて頂きましたが、実質その内、50名、50名弱は、そういった要介護であるだとか、えー障害の程度ではなく、支援を求めている方を対象としているという様な実態がございます。

えー基準を広めるというのも一つの方法かと思いますが、一方でそういった認定状態にある要支援だとか障がいの程度にあるだとか、そういった状況になった時に、如何に、この避難に対する周知が出来るかってことも、一つの方策ではないかなというふうに考えて

ございます。

まずはそういったことの制度の周知をすることで、今その対象者となる方、もしくは希望されている方の、吸い上げをして参りたいなというふうに考えてございます。こちらがまず1点目です。

2点目、えーこれらの対策をするにあたって、町と地域の連携というご質問だったかと思います。いずれ私共、議員ご指摘のように、町だけでこの避難がすべて整うかと、それ全く無理な話だというふうに認識してございます。

えー事業所であつたり、えー町内会、民生委員さんであつたり、ありとあらゆるご近所さんだつたりそういった方々のご支援、協力を頂いた中で、この避難というのが達成できるというふうに思っております。

1つの例ではございますけども、えーネクストイノベーションという取り組みの中で、えー町だけではなく、地域の事業所であつたりとか、個人の方が、あーそういった町の防災に関する点検など頂いてるという状況もございますので、こういったところの取り組みを、するということも1つですし、私共町と致しましても、この防災に対する地域への協力、意識付けというものをしていくものかな有るかなというふうに考えておりますので、ご答弁とさせていただきます。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

増永議員。あーすいません。

小野寺議員

「小野寺議員」

あの一、ちょっと課長になりますか。総務課長になりますか。

あの一多分1番、1番のネックは、町としても、その防災の、えー専門に対処する職員と言いますか、張り付ける職員と言いますか、事実上いない。なので、町長課長の答弁として、それは分かりますが、実際問題として、先程その計画を作るもの、本当に個別計画作る上でも、本当に大変な状況、です。ので、それから各町内会等と連携を取ると言っても、実際に町内会自身だって、そのもう力が落ちてきてますから、訓練やってねって一言いったからと言って、避難訓練出来る訳でもない。そういうところが増えている。やはり生まず頼らず町の担当がしっかりと、えー防災、まさしく防災計画そのものを推進していく様な仕組みを作って、そこが色々計画も作る、町内会等ともあたる、個別計画もあたるということやってかなければ私ならないと思うんです。

これ町長、副町長、担当部署をですね、もっと太く、大きく、しなかったら私はこれ進まないと思うんですよね。体制、職員体制。えーそこが私、鍵だと思うんですが、その点についてちょっと最後に再々質問として、この点についてお聞きしたいと思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

はいあの一、防災、あの一、ん一珠洲市の災害派遣の、まあ3月一杯までの実地体験も踏まえつつもそうなんですが、まあ小野寺議員ご承知の通り、ま、この総務課の部署の部分だけで言いますと、再エネであったり、そういったところを含めて、ま、主幹職を1人配置したところでございます。

ま、加えて、今言ったように、これから、あーちょっと、あの一答弁から離れますけども、江の島の構想の具現化であったり、色んな形のものが出て参る。そこにまた洋上風力っていう物も入ってきます。そういったところでのセクションの、まあいわば組織体制どう在るべきかということは、防災も然りでございますけども、全体として、きちんとそこは整理整頓して行きたいとこのように思ってます。

いずれにしても前向きな体制を組んで行かなきゃないだろうというふうに思ってますんで、よろしくお願いします。はい。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

宜しお願い致します。3番目、最後です。

えーこれも具体的な個別な問題になりますが、先程の避難と直接関わってくる問題なんですが、避難路の問題です。

先程、えー総務課長仰ったネクストイノベーションでもこの避難路の問題出て、あの一確かにありました。そこでも、あの一やっておりましたが、それちょっと質問という形で、えー出さして貰いますが、まず改めて、これこそネクストイノベーションで出た事ですが、この津波避難の階段の整備。本当に傷んでいるとか、暗いねとか、街灯が無いんじゃないのとか、ま、そういう声も出ております。

で、まずそもそも、改めてですが、避難路の箇所数、そして、えーどういう点が、ま、傷んで、まっ直しているのかとか、整備の状況などですね、えー教えて貰いたい。

それと、実は3点目なんですが、えーある方からこれ実は聞かれた事なんです。

避難誘導の案内板について、まあたまたまその人は見えづらかったんでしょかね。えーこの点については、改めて基本的な整備、どのようになっているのか、えーお聞きしたいと思います。まあその上で、再質問したいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の3問目、災害時の避難路の整備についてのご質問にお答え致します。

町における避難、避難路は、平成23年の東日本大震災を契機に、その必要性が議論され、町内会などとの協議を踏まえ、避難路として位置付けしており、防災ハザードマップには津波避難経路として表示しているところです。

ご質問の津波避難経路は、楸川町から伏木戸町にかけて15箇所あり、いずれも津波用の避難路として整備したものではなく、例えば、急傾斜地の整備に併せ、えー設置された、管理用階段や地域で高台に続く通路、町道などを避難路に位置付けております。

2つ目の破損等の状況ですが、各避難路は階段の腐食や草木の繁茂、その多くが未舗装で急な傾斜地に位置していることなどの状況にあります。町では北海道の急傾斜地管理用階段などを除き、一部の避難路の草刈りなどを実施しているところです。

3つ目の避難誘導の案内標識につきましては、避難路の入り口に津波避難通路、避難方向を示す矢印、海拔高を示しているほか、避難路の途中や登り切った位置に海拔高を示す標識を設置している状況でございます。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えーそれで少し、ちょっと具体的な事なんですけど、これ何点か、えー私も直接見たり、それから何人から聞いた事を、ちょっと併せて3点で質問致します。

まず、えーと、避難路の灯りなんですけど、最初、私実はですね、外灯があったけど壊れたんだろうというちょっと認識持ってたんですけど、そもそも無い。勿論、えー道路挟んで下から避難路があって、また途中で道路あって避難路ということになると、ま、途中の街路灯という意味合いでは、まあ、そこはそこで有るんでしょうけども、避難路そのものには街路灯、街灯が無い、灯りが無い。これは、そのえー私自身もそうですし、ちょっとある方も含めて、どうするのという話もありました。それから、ですから勿論灯りが必要だということと、停電の時、よくあの一言葉としては、停電時自動点灯、まあ要は蓄電池付

けてと言うことなのですが、それも是非、あの検討すべきだと思うんです。これがまず1つ目。

それから、2つ目。案内標識。これも確かに、あのー1つ1つ、えー避難路の側にあります。ちょっと奥まって見えないのも何箇所かありましたね。そこをある方に言われたんですけども、ま、それはともかく。有るんですが、問題は、えー1番直接的に言われたのは私思ったんですが、例えば、いにしえ街道、えー町外からの方も勿論いらっしゃいますね。それから同じ江差町の方でも、必ずしも、そこに住んで居ない方だったら、あれそこに来た時にどこに避難路あるのということで、避難路がどこにあるか、ちょっと離れたら分からない。よくこれは他の町でもあるんですが、何メートル先の左に避難路とかっていうことで、もうちょっと先の方にとかですね、いにしえ街道ですと何箇所か。ですから歩いてみると、あ、そっか、あっちに行けば避難路なんだと分かるような、これ、確かに必要だなと、私もえーその方から聞いて思いました。

ま、もし、あるのであれば、ごめんなさい、私何回か見たんですがなかったもので、えーその点について2つ目としてお聞きしたい。

で、最後、えー先程草狩りの話もちよっとありましたが、冬場、えーこれは私、冬で経験したこと有るんですが、あのーたまたま、そこに行ったら、全然、えーそもそも分からなかつちゅうか、埋まってたというか。これは、あの先程、道の、えー急傾斜地の対策の方で作ったことがあるとすれば、管理も実はそこになるんでしょうかね。ちょっとごめんなさい。あの認識しっかりしていないってのもあるんですが、いずれにしても冬場の除雪対策、体制どうなってるのか、これも、えーちょっとお聞きしたいと思います。

以上。再質問。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

3点のご質問にお答えさせていただきます。

えーまず、1点目。街灯についてです。

ご指摘頂きましたように、えー現在の避難路には街灯の設置はございません。

えー、やはり夜間等と想定した場合には、街灯っていうのは必要かなというような認識をもってございます。

えー同様に、2つ目の案内標識。先程、おー、いにしえ街道というお話がありましたが、いにしえ街道の東別院側、そして津花町側が、えー津波浸水想定区域になっていると。そういった、えー津波の水深がどういった状況にあるのかというその実態を踏まえながら、やはりそこは検討をする必要があるかなというような認識を持っております。

3 点目、除雪です。ご指摘頂きましたように、除雪は全く出来てございません。

ただ、いずれのこの 3 つにつきましても、冒頭の、お一町長答弁でもお話をさせて頂きました様に、平成 20 年代に地域の方と話をした中で、指定をさせて頂いていると。その後の高齢化であったり、住まいの状況等を考えますと、やはり課題が有るなというふうな意識をさせていただきます。以上です。

(議長)

以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

ここで飯田議員からの再々質問において、答弁保留となっておりました件について、答弁を求められておりますのでこれを許可致します。

「建設水道課長」

建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

はい。えー先程の飯田議員の一般質問の再質問の中でですね、町道に隣接する危険空き家により、えー通行者、或いは通行車両などが、えー被害を受けた場合の、町道管理者の責任についてのご質問がありましたので、私の方からご答弁申し上げます。

えー調べましたところ、空き家の管理責任につきましては、民法のですね、717 条で規定されてございまして、えー基本的に都市の工作物に設置、或いは保存に瑕疵がある場合の責任は、所有者が負うものとされてございますので、えー道路管理者の責任は無いものと判断してございます。

ただ、飯田議員ご指摘のですね、茂尻にありますこの建物につきましては、我々も危険であることは承知してございますので、まあ強風時の道路のパトロールなどではですね、気を付けて見るようにしていかなければならないなと思ってございますし、えーいよいよ危険な状態だと判断する場合にはですね、えー総務課などとも協議をしながら、通行規制なども頭に置きながらですね、対応して参りたいと考えてございますので、ご理解願えればと思います。以上です。

(議長)

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は全て終了致しました。

これで一般質問を終結します。